

香芝市議会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月27日

香芝市議会議長 中 村 良 路

香芝市議会規程第2号

香芝市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

香芝市議会事務局処務規程（平成16年議会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「庶務係
議事係」を「議会総務係」に改める。

第3条庶務係の項中「庶務係」を「議会総務係」に改め、同項第13号を削り、同項に次の11号を加える。

- (13) 本会議に関すること。
- (14) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること。
- (15) 協議会及び公聴会に関すること。
- (16) 議事日程及び諸報告に関すること。
- (17) 請願書及び陳情書等に関すること。
- (18) 議員及び市長提出議案の処理に関すること。
- (19) 議決事項の処理及び諸般の報告に関すること。
- (20) 会議録の調整及び編さんに関すること。
- (21) 議会において行う選挙に関すること。
- (22) 議会の広報に関すること。
- (23) 各種の調査及び研究に関すること。

第3条中議事係の項を削る。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。